

JTU-HYOGO
兵庫高等学校教職員組合
日本教職員組合(日教組)

兵高教新聞

裏面紹介

◇ 第71次全国教研分科会概要(続き)

◇ 給与法改正法案等閣議決定 他

神戸市中央区中山手通 4-10-5 神戸市教育会館内 TEL078-261-0829 FAX078-261-1094 E-mail:hyokokyo@pearl.ocn.ne.jp

発行人:西村恭介 編集:兵高教書記局

日教組 第71次教育研究全国集会開催

=憲法・子どもの権利条約を生かす教育改革を実現するため、ゆたかな学びを保障するカリキュラムづくりをすすめよう! =

日教組第71次教育研究全国集会アピール

すべての子どものゆたかな学びを保障する
自主的・組織的な教研活動の充実を!

わたしたちは、全国各地からのべ6,000人がWeb上に集い、第71次教育研究全国集会を開催しました。2年ぶりの開催となった分科会では、オンラインにもかかわらず、熱のこもった活発な実践交流が行われました。

記念講演では、日教組が教研のスローガン「平和を守り、真実をつらぬく民主教育の確立」にこめてきた思いを読み解き、これまでの教研活動のたしかなとくみを確認しました。子どもが主体となるゆたかな学びとウェルビーイングのために、わたしたち教職員自身が夢と希望をもって教育に臨んでいくことの大切さを共有しました。

分科会では、新型コロナウイルス感染症の影響のなか、子どもたちと構築してきた学びについて報告されました。分会から討議を積みあげ、組織教研で深められたりレポートをもとに、地域の実態や子どもの姿から浮かびあがってくる課題を討議しました。

「ともに生き、学びあう」という互いの関係性を基盤とする学びは不変です。一人ひとりの子どもが夢と希望をもち、自分の生き方を問い続ける学びが保障される教育の実現のために平和・人権・環境・共生を柱に、憲法・子どもの権利条約の具現化と民主教育の確立にむけ、教育実践をさらに積みあげていきましょう。

2022年1月30日
日教組第71次教育研究全国集会

2022年1月28日から30日までの3日間、日教組第71次教育研究全国集会分科会も含めたオンライン開催で行われました。兵高教からは3つの分科会で実践報告を行った他、多くの組合員が傍聴で参加し、全国のなかまと共に実践を共有し学習を深めました。

冒頭、清水秀行中央執行委員長が主催者を代表してあいさつし、「新型コロナウイルス感染症の終息への道筋は見通せない厳しい状況であり、今次の全国教研は全体集会と分科会をWebでの開催とした。昨年実施を見送った分科会を今度開催できることは大変意義があるが、例年にないかたちでの分科会運営となることにご理解、ご協力をお願いしたい」2年に及ぶ新型コロナウイルス感染症の影響によって、子どもたちの学びの機会が制限され、大変な我慢を強いられたり不安やストレスを抱えたりしている。教職員はこうした子どもたちに寄り添い、様々な困難な課題に直面しながらも豊かな学びのために日々の教育活動を行ってきた。このような時だからこそ、全国の教職員が集まり、現場の状況やとくみを共有し議論する場として、全国教研の果たす役割は大きい。「ワークチン接種が進む一方で、接種の有無による差別的言動や『同調圧力』が懸念される。新型コロナウイルス

感染症にかかわる偏見・差別、感染者や医療関係者等に対するSNS上での誹謗中傷などが新たな人権課題となっている。私たちは人権が確立された社会をめざし、自らの人権感覚を問い直していく中で、すべての学校で差別やいじめを許さない人権教育を継続的にとくみ、インクルーシブな学校づくりをすすめていく必要がある」などと述べ、「教職員自らが力量や専門性を高める教育研究活動は国際的に高く評価されている。70年余りにわたる教研活動の歴史と成果を学び、その重要性を再認識するとともに、若い世代への継承と、全国・単組・支部・分会で討議を深める組織教研を今後力強くすすめ、第72次全国教研へつないでいこう」と呼びかけました。続いて、芳野友子連合会長、末松信介文部科学大臣、清水敬介日本PTA全国協議会会長からのメッセージが紹介されました。

その後基調報告に続き、「夢と希望を持って教育



主催者あいさつ



記念講演

【第11分科会「自治的諸活動と生活指導」】
分科会初日の午前中は、「開かれた学校」「子どもの権利条約の定着」の二つのテーマで計6本のレポート報告があり、討議を行いました。兵高教からは「高校生が紡ぐ西宮と奄美の友好の糸」と題した、修学旅行を通じたプロジェクト学習のとくみについて報告しました。午後からは小分科会A(小学校)と小分科会B(中学校・高等学校)に分かれ、兵高教が参加した小分科会Bでは「生徒理解」をテーマに2本のレポート報告が行われました。

分科会二日目は「自治活動」をテーマに学級活動、文化活動、行事・生徒会活動について計8本のレポート報告がありました。教員の意識をどう

(裏面に続く)

兵庫高等学校教職員組合(兵高教)は、《JTU日教組》加盟の組合で、1989年に設立しました。
※「兵庫高教組」「兵高教組」「高教組」(兵庫県高等学校教職員組合)とは、関係ありません。

変えていくか、本当に子どもたちを権利の主体としたとくみとなつていくか、それぞれの実践が学校や地域にひろがり定着しているのか等、自らのとくみを振り返りながら、討議を深めていきました。また、共同研究者からは「日本の学校教育は『自分が必死で努力して、その結果として成功を勝ちとる』というのをよしとする価値観に陥っていないか、この価値観は『自己責任論』を強調するネオリベリズム的価値観と同じではないか」等の問題提起があり、課題意識を共有しました。

【第17分科会】

「子ども・教職員の安全・健康と環境・食教育」

最初に福島・三重のレポート報告を受け全体で討議した後、小分科会A（環境・公害）と小分科会B（食教育）に分かれ、兵高教は食教育の小分科会に参加しました。まず、「学校給食・地域と教育」をテーマに5本のレポート報告が行われ、秋田さんが「給食を生きた教材として活用した食育」と題して報告しました。秋田さんの報告に対し、共同研究者から「子どもたちは幸せですね」「自分たちで食材を栽培したり収穫したりすることは自己実現のツールになる」「食育を支える調理員さんは教育職員として位置づける必要があるのではないか。調理員の処遇改善のとくみをぜひ進めて欲しい」などのコメントがありました。

分科会二日目は「子どもたちと考える食教育」をテーマに、4本のレポート報告がありました。小分科会や総括討論においては、学校給食のセンター化が進む中、自校給食の意義や、地域の農林水産業と食の安全・安心の持続的発展の必要性、食糧問題を世界の共通認識として捉えることの必要性など、身近なところからグローバルな課題までをつなぐ食教育のあり方について活発な議論が行われました。

【第20分科会】「高等学校・進路保障と労働教育」

分科会初日は「進路保障」をテーマに、二日目は「教育保障」をテーマに計14本のレポート報告がありました。兵高教からは「高校通級の現状と課題」と題して、今年3月に県教委がまとめた「通級指導実践事例集」と元同僚の通級

担当者からの聴き取りに基づく報告を行いました。また、新潟高教組・山林満さんは「COVID-19禍において高校生が考えたこと」高校生の声から何を学ぶか」と題した報告を行い、新潟県と兵庫県あわせて1,000人を超えるアンケートの回答結果から見えてきた高校生の切実な声を伝え、参加者で共有しました。共同研究者からは「労働教育は即ち人権教育であり平和教育。憲法教育を通じた学びが必要」「キャリア教育がもてはやされるが、企業の要請に応じるためや目先の進路のためではない。人生はキャリアプランニング通りにはいかないもの」「高校入試は必要なのか、あきらめず考える運動を展開すべき。今こそ偏差値や障害の有無で分けられない高校全入を訴えられないか」「仲間づくりと共に学ぶことを基本に据えていく必要がある」等の問題提起があり、今後のとくくみの課題として確認しました。

◆第11分科会で報告した阪本真人さんの「高校生が紡ぐ西宮と奄美の友好の糸」が、「日本の教育第71集」に掲載する代表レポートに選ばれました。

2/1 政府、給与法改正法案等を閣議決定

政府は2月1日、給与法改正法案を閣議決定し国会に提出しました。同法案については、11月24日に2021年の人事院勧告を受け、人事院勧告どおり期末手当の支給月数を引き下げ、その調整を2022年6月の期末手当から減額で調整を行うものとする閣議決定を行っていました。

また、人事院が意見の申出を行った、育児休業の取得回数制限の緩和等を措置する改正育児休法案についても閣議決定をしました。なお地方公務員について同様の措置を講じる地方公務員育休法改正案（下記参照）についても閣議決定しています。

今後は、国会段階の法案を巡るとくくみに移ることから、公務員連絡会は国会対策を強化していく、としています。

—2022 度兵高教本部役員選挙—

- 投票期間 2月1日(火)~2月16日(水)
- 支部選管に提出 2月17日(木)
- 本部選管に提出 2月18日(金) 午後6時まで
- 開票 2月18日(金) 午後6時半
(於 神戸市教育会館5階)

★期日までに必ず投票をお済ませください!

兵高教 今後の主な日程

- 第3回全県分会代表者会議
2月19日(土) 13:00~15:30
神戸市教育会館 403号室
※状況を鑑み、第1部として予定していた憲法学習会は延期し、終了予定時刻を繰り上げています。
 - 第36回定例中央委員会
3月26日(土) 13:30~16:30(受付13:00~)
神戸市教育会館 501号室
※各支部・専門部の参加体制確立をお願いします。
中央委員の登録および傍聴申込の締切は3月18日(金)17時です。
- ★いずれもオンライン参加可能です。お問い合わせください。

地方公務員育休法及び改正民間育児・介護休業法の一部を改正する法律案 概要

※ 法案の正式名称は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案。

総務省

育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員について、育児休業の取得回数の制限を緩和するとともに、非常勤職員に係る介護休業の取得要件を緩和する。

※ 人事院の意見の申出に鑑み行われる国家公務員に係る改正法と同様の措置。

1. 育児休業の取得回数制限の緩和

- (1) 育児休業を原則2回（現行：原則1回）まで取得可能とする
- (2) (1)の原則2回までの育児休業に加え、子の出生後8週間以内に育児休業を2回（現行：1回）まで取得可能とする

【地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の一部改正】

【現行（原則1回、出生後8週間以内の育児休業1回）】



【改正後（原則2回、出生後8週間以内の育児休業2回）】



2. 非常勤職員の介護休業の取得要件の緩和

一年以上の雇用期間の要件を廃止する

【育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和3年法律第58号）附則第3条の一部改正】

3. 施行期日

公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日
(2の改正規定は公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日)

※ 国家公務員に係る改正法の施行期日と同じ。

兵高教は、教職員一人ひとりの働きかた、暮らしかたを支援しています。